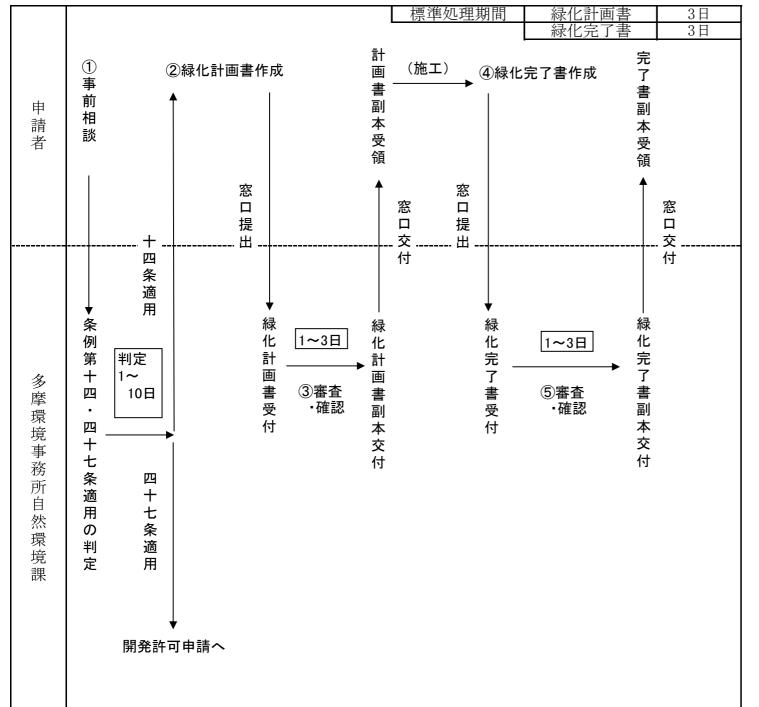
事務処理フロー図

作成部署 環境局多摩環境事務所自然環境課指導担当 電話 042-521-4809

事務名 緑化計画書の提出

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

亚口	吞口	⇒× □□
番号	項目	説明
1	事前相談	多摩地域で建築などを行う敷地の面積が、1,000㎡(公共250㎡)以上の場合、事前相談を行い、書類審査及び現地調査による判定をし、第14条又は第47条のいずれに該当するのか判定します。(事前相談は要予約)
2	緑化計画書届出※	14条が適用された場合は、緑化計 画書(正副二部)を作成し、届出 します。
3	緑化計画書審査 緑化計画書確認	緑化計画書が緑化基準を満たして いることを審査・確認します。 (審査日時は要予約)
4	緑化完了書届出	緑化完了書(正副二部)を作成 し、届出します。
5	緑化完了書審査 緑化完了書確認	計画書の通り、緑化基準を満たして完了したことことを審査・確認します。(審査日時は要予約)植栽面積が大規模の場合には、別途現地確認を行います。

※「緑化計画書」は、建築確認申請や都市計画法29条 (開発行為の許可)手続の前に提出してください。